



社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づく カナダ老齢、退職及び遺族年金申請書の記入要領

あなたが、

- 日本に居住していて、
- カナダ老齢保障年金又はカナダ年金制度法による退職年金、遺族年金、遺族児童手当又は死亡手当の申請を希望するならば、

あなたは「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ老齢、退職及び遺族年金の申請書」に必要事項を記入しなければなりません。*

本要領は申請書の記入を手助けするために準備されたものです。本要領をよく読み、与えられた指示に従ってください。可能な限り迅速にあなたの申請について決定を下すために、カナダ人材開発省は申請書で要求されているすべての情報を把握していなければなりません。申請書が正確に作成されれば、その分良いサービスを提供することができます。

- * カナダ年金制度法による障害年金又は障害をもつ被保険者の児童への手当の申請を希望する場合は、「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ年金制度法による障害年金の申請書」と題する別の申請書に記入しなければなりません。この申請書は本要領を取得した事務所で入手できます。若しくは、このウェブサイト及び最寄りの社会保険事務所等からも入手可能です。

This guide is also available in English under the title
*Guide for Completing an Application for Canadian Old Age,
Retirement and Survivors Benefits under the Agreement
between Canada and Japan on Social Security*

Ce guide est également offert en français sous le titre
*Guide pour remplir une demande de prestations canadiennes de
vieillesse, de retraite et de survivants en vertu de l'Accord de
sécurité sociale entre le Canada et le Japon*

ステップ1： 申請する給付の特定

第一段階は、あなたが受給する資格をもつ給付を特定することです。この作業を手助けするために、各給付を受給する資格の必須条件をいくつか以下に列挙しました。

これらの給付のうちのひとつ、老齢保障年金は、年齢とカナダ在住であることのみに基づいていることに留意することが大変重要です。しかし、カナダ年金制度に基づくすべての給付の受給資格については、1966年1月の当該制度の運用開始以降、被用者又は自営業者としての就労所得に基づき、年金制度に保険料を納付していたことが条件となります。

給付の種類を問わず、以下に示した条件を満たしていると思われる場合は、その給付を申請してください。 申請書は複数の給付に使うことができます。

いくつかの年金及び一定の状況によっては、以下に示した以外に受給資格の追加条件があるかもしれません。いったん申請書が受理されると、カナダ人材開発省はあなたが条件を満たしているかどうか、可能な限り迅速に決定し、結果を直接あなたに通知します。

老齢保障（OAS）年金

次の場合、あなたには老齢保障年金の給付を受ける資格がある可能性があります。

- 65歳に達している、及び
- 18歳の誕生日以降、かつ1952年1月1日以降、カナダに1年以上居住していたことがある、及び
- 出国時にカナダ市民であった、若しくはカナダの合法居住者であった、及び
- 18歳の誕生日以降かつ1952年1月1日以降のカナダに居住していた期間と、18歳の誕生日以降かつ1952年以降の日本の国民年金制度及び／又は被用者年金制度による保険期間が通算20年以上である

あなたが64歳であって上記に掲げた条件の後半3項目を満たしている場合は、あなたの年金が65歳に到達したときに支給開始されるように、すみやかに老齢保障年金の申請書を提出してください。

この年金の給付を受けるには、カナダで働いていたことは条件ではなく、年金の受給開始前に就労を停止する必要もありません。

老齢保障年金を申請するには、申請書のセクション1, 2, 3及び7に記入してください。

カナダでの居住に加え、1966年1月以降いずれかの時点でカナダで就労していて、カナダ年金制度による保険料を納付している場合は、カナダ年金制度法による退職年金も申請してください。この年金の詳しい情報は、以下のセクションをお読みください。

カナダ年金制度法（CPP）による退職年金

次の場合、あなたにはカナダ年金制度法による退職年金を受け取る資格がある可能性があります。

- 1966年にカナダ年金制度が開始されて以降、同制度による保険料を納付したことがある、及び
- 60歳に達しているが、まだ65歳には達しておらず、
 - ・（たとえ日本でまだ働いている場合であっても）もはやカナダ又はケベック年金制度法による保険料を納付していない、または
 - ・ カナダ年金制度法による保険料をまだ納付しているが、実質的に就労をやめている（「実質的に就労をやめている」という用語は後出の定義を参照）、または
- 65歳に達している（まだ働いているか否かは問わない）

カナダ年金制度法による保険料をまだ納付している場合は、65歳前に退職年金を受け取るには、完全に又は実質的に就労をやめていなければならないことに留意しておくことが重要です。年金給付が開始されるときに、被用者又は自営業者としての就労所得の年額が、65歳で年金給付が開始される人に支給される退職年金の年間総額上限を超えない場合、あなたは「実質的に就労をやめた」と見なされます。例えば、2007年の場合、この額は10,365ドル(カナダドル)です。

退職年金の受け取りを65歳前に開始する場合は、給付が始まる月から65歳の誕生日までの月数ひと月あたり0.5パーセントの割合で毎月の給付額が減額されます。この減額は受給期間中一貫して継続します。

（日本でまだ働いている場合であっても）60歳に達していてカナダ又はケベック年金制度による保険料をもはや納付していない場合、又は65歳に達している場合は、たとえ被用者又は自営業者としてまだ有給の仕事に従事しているとしても、カナダ年金制度法による退職年金を受け取ることができます。

カナダ年金制度法による退職年金を申請するには、申請書のセクション1, 2, 4及び7に記入してください。

カナダ年金制度法による遺族年金

あなたの配偶者又は内縁関係にある人が次に掲げる状況にある場合、あなたにはカナダ年金制度法による遺族年金を受給する資格があります。

- 死亡している、及び
- 1966年にカナダ年金制度が開始されて以降、同制度の保険料を納付したことがある、及び
- (1966年のカナダ年金制度の運用開始以降) カナダ年金制度の保険料を納付した期間と、日本の国民年金制度及び／又は被用者年金制度の保険期間が、通算で最小限の期間(死亡時の配偶者又は内縁関係にあった人の年齢に応じて、3年から10年の間で変わることがある)に達していた

なおかつ、あなたが次に掲げる状況にある場合、

- 配偶者又は内縁関係にあった人の死亡時に35歳に達していた、または
- 配偶者又は内縁関係にあった人の死亡時にまだ35歳に達していなかったが、
 - 障害がある(用語「障害がある」の定義については、本要領の6ページ「カナダ年金制度法による障害年金」一を参照)、または
 - 配偶者又は内縁関係にあった人の死亡時に、被扶養児童の養育をしていた

遺族年金は性別にかかわらず同じ条件で支給されます。年金は再婚した場合でも支給されます。

カナダ年金制度において被保険者の配偶者とは、被保険者が正式に結婚している異性をいいます。被保険者と内縁関係にある者とは、同性か異性かを問わず、被保険者が夫婦関係をなして同居している者をいいます。内縁関係にあると認められるためには、1年以上同居していなければなりません。

カナダ年金制度において残された配偶者又は内縁関係にある者とは、被保険者が死亡時に夫婦関係にあつて同居していた者をいいます(結婚していたか否かは問いません)。そのような者がいない場合は、法律上の配偶者(被保険者の死亡時に被保険者と同居していなくとも)に遺族年金を受け取る資格があります。

「被扶養児童」とは、次に掲げるような被保険者の子(養子を含む)を意味します。

- 18歳未満である、又は
- 18歳から25歳の間で、全日制の学校又は大学に就学している、又は

- 18歳以上で障害があり、18歳の誕生日以降又は被保険者が死亡して以降、中断することなく障害が続いている

遺族年金を申請するには、申請書のセクション1, 2, 5及び7の項に記入してください。

カナダ年金制度法による遺族児童手当

死亡した人の被扶養児童（養子を含む）は、次に掲げる状況にある場合、遺族児童手当の給付を受ける資格を有します。

- 18歳未満である、又は
- 18歳から25歳の間で、全日制の学校又は大学に就学している

なおかつ、死亡した親が次に掲げる状況にある場合、

- 1966年の年金制度の開始以降、カナダ年金制度に基づく保険料を納付したことがある、及び
- （1966年のカナダ年金制度の運用開始以降）カナダ年金制度に基づく保険料を納付した期間と、日本の国民年金制度及び/又は被用者年金制度の保険期間が、通算して最小限の期間（死亡時の年齢に応じて、3年から10年の間で変わることがある）に達していた。

あなたが扶養している18歳未満の子についてこの給付を申請するには、申請書の1, 2, 5及び7に加え、6にも記入してください。

子が18歳以上の場合、この給付には別の申請書を提出しなければなりません。該当する子は、「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ年金制度法による児童手当の申請書」と題する申請書を使用しなければなりません。この申請書は本要領を取得した事務所で入手できます。若しくは、このウェブサイト及び最寄りの社会保険事務所等からも入手可能です。

カナダ年金制度法に基づく死亡手当

死亡した人が次に掲げる状況にあった場合、一時金として死亡手当が死亡した人の遺産に、若しくは、遺産がない場合は、葬儀費用の負担者、残された配偶者又は内縁関係にあった者又は近親者に支払われます。

- カナダ年金制度に基づく保険料を、1966年の同制度の開始以降納付したことがある、及び

- (1966年のカナダ年金制度の運用開始以降) カナダ年金制度に基づく保険料を納付した期間と、日本の国民年金制度及び／又は被用者年金制度の保険期間が、通算で最小限の期間(死亡時の被保険者の年齢に応じて3年から10年の間で変わることがある)に達していた。

死亡した被保険者の遺産の執行者、管理者又はその他の法定代理人がいる場合は(残された配偶者又は内縁関係にあった人を除く)、その人は死亡手当について別の申請書を提出しなければなりません。そのような人がいない、又はその人が残された配偶者又は内縁関係にあった人である場合は、残された配偶者又は内縁関係にあった人が遺族年金申請と同時に、死亡手当を申請することができます。

死亡手当を申請する者は、申請書のセクション1, 2, 5及び7に記入しなければなりません。

カナダ年金制度法による障害年金

あなたは次に掲げる状況にある場合、カナダ年金制度法に基づく障害年金の給付を受ける資格がある可能性があります。

- 障害者である、及び
- まだ65歳に達していない、及び
- 1966年のカナダ年金制度の開始以降、同制度に基づく保険料を納付したことがある、及び
- 障害を負う直前6年間のうち4年間又は25年以上保険期間を有する場合は、障害を負う直前6年間のうち3年間、カナダ年金制度に基づく保険料を納付している、若しくは日本の国民年金制度及び／又は被用者年金制度の保険期間を有している

カナダ年金制度に基づいて障害者であると見なされるには、重度かつ長期に及ぶ身体障害又は精神障害を有していなければなりません。「重度」とは、実質的に有給の就労を定期的に求めることができない状態を意味します。「長期に及ぶ」とは、障害が長く継続し無期限である可能性が高い、若しくは死に至る可能性が高いことを意味します。

カナダ年金制度に基づく障害年金を申請するには、「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ年金制度法による障害年金の申請書」と題する申請書を使用しなければなりません。この申請書は本要領を取得した事務所で入手できます。若しくは、このウェブサイト及び最寄りの社会保険事務所等からも入手可能です。

カナダ年金制度法による障害をもつ被保険者の児童手当

あなたが障害年金を受給する資格を有する場合で、あなたに被扶養児童がいる場合（養子を含む）、あなたの子は、次に掲げる状況にあれば、障害をもつ被保険者の児童手当を受ける資格がある可能性があります。

- 18歳未満である、又は
- 18歳から25歳で、全日制の学校又は大学に就学している

18歳未満であなたが扶養している子について、自身の障害年金申請と同じ申請書を使って、この給付を申請することができます。

あなたの子が**18歳以上**の場合、この給付のために別の申請書を提出しなければなりません。該当する子は、「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ年金制度法による児童手当の申請書」と題する申請書を使用しなければなりません。この申請書は本要領を取得した事務所で入手できます。若しくは、このウェブサイト及び最寄りの社会保険事務所等からも入手可能です。

カナダ年金制度法に基づく年金受給資格の分割

1987年1月1日以降に、結婚が離婚又は婚姻無効宣告により解消された場合、婚姻生活の間に両配偶者によって獲得されたカナダ年金制度法に基づく年金受給資格は、両者間で平等に分割されます。この分割は、カナダ人材開発大臣がこの措置を講じるのに必要な情報を受け取り次第、職権により命ぜられます。離婚または婚姻無効宣告が1987年1月1日より前に発生した場合は、違う条件が適用され、年金受給資格の分割は強制されません。また、正式な結婚が1987年1月1日以降に別居に至った場合で、その別居が1年続いた場合は、いずれかの配偶者は年金受給資格の分割を申請することができます。別居に従って、年金受給資格の分割を申請するのに、期限はありません。ただし、別居中の配偶者の一人が死亡した場合を除きます。さらに、かつて内縁関係にあった人は、1年間別居している場合、別居してから4年以内は年金受給資格の分割を申請することができます。

あなたがカナダ年金制度法に基づく年金受給資格の分割を受ける資格があると思われる場合であって、申請を希望する場合は、その趣旨の簡単な書面を申請書に添付してください。カナダ人材開発省は、それを受けて、年金クレジットの分割が可能か否かを決定するのに必要な追加情報を取得するために、別の書類を送付します。

ステップ 2 : 申請書に記入

すべての申請者は申請書のセクション1、2及び7に記入しなければなりません。申請する年金に応じて、以下のセクションの記入も必要です。

- セクション3ー老齢保障年金
- セクション4ーカナダ年金制度法による退職年金
- セクション5ーカナダ年金制度法による遺族年金又は死亡手当
- セクション6ーカナダ年金制度法による遺族児童手当

該当するセクションのすべての質問に完全に回答してください。ブロック33で求められる署名を除き、回答はできるだけ活字体で手書するかタイプしてください。

また、日本人の方については、申請者および死亡した被保険者の氏名及び住所の欄にはすべて、漢字及びローマ字で記入してください。

カナダ人材開発省からのあなたの申請に関する通信文は、英語又はフランス語のいずれかあなたの希望する言語で書かれます。通信文をどちらの言語で受け取りたいか示してください。

セクション1ーすべての申請者が記入する項目

質問1

老齢保障年金又はカナダ年金制度法による退職年金を申請する場合は、日本の基礎年金番号又は年金手帳番号及びカナダ社会保険番号（SIN）を記入してください。遺族年金、遺族児童手当又は死亡手当を申請する場合は、カナダ年金制度に基づく保険料を納付してきた死亡した人の日本の基礎年金番号又は年金手帳番号及びカナダ社会保険番号（SIN）を記入してください。

カナダ社会保険番号がない場合、又はその番号を知らない場合でも、申請書のセクション2であなたが記入する情報で、あなた（又はカナダ年金制度法に基づく保険料を納付してきた死亡した人）を特定するのに十分であるかもしれません。

質問2

あなたが申請しようとしているすべての給付をチェックし、給付ごとに指示されている必要な文書を必ず提出するようにしてください。

セクション2ー被保険者又は申請者に関する一般情報

- あなたが老齢保障年金又はカナダ年金制度法による退職年金を自らのために申請している場合、質問3から11で提供する情報はあなたに関するものです。
- あなたが遺族年金、遺族児童手当又は死亡手当を自らのために申請している場合、質問3から11で提供する情報はカナダ年金制度法に基づく保険料を納付してきた死亡した人に関するものです。
- 自ら年金を申請できない人に代わって申請をする場合は、あなたが申請を代行している人とその人の死亡した配偶者又は内縁関係にあった人に関する情報を提供しなければなりません。申請者が自ら申請できない理由を簡単に説明した文書を添付してください。

質問4

フルネーム（名と姓）並びに（異なる場合は）出生時の姓を記入してください。出生時の姓は、結婚を通じて又はその他の理由で名前が変わっている場合に、正しく身元確認するために必要となります。

質問5及び6

老齢保障年金又はカナダ年金制度法による退職年金を申請する場合は、現住所が質問5の回答で要求されます。申請及び年金の支払いに関する連絡を別の住所で受け取りたい場合は、その住所を質問6の回答に記入してください。そうでない場合は、「質問5と同じ」の欄に印をつけてください。遺族年金、遺族児童手当又は死亡手当を申請する場合は、質問5の回答欄に死亡した被保険者の最後の住所を記入し、質問6は空欄のままにしてください。

質問7

出生地を、市町村、郡、州又は準州、及び国を含め、完全に記入してください。

質問8

カナダ社会保険カードに記載されている氏名が質問4の回答に記入した氏名と異なる場合は、質問8の回答欄に、カードに記載されている通りに正確にフルネームを記入してください。これはカナダ人材開発省がカナダ年金制度法に基づく保険料の納付を確認する際に、またカナダ年金制度法による年金の給付を受ける資格を確立する際に必要となります。

質問9

あなたがカナダ及び日本以外の国に居住したことがある場合、若しくは、別の国で社会保障に関する保険料を納付したことがある場合は、その国の社会保障制度に基づく給付を受ける資格があるかもしれません。質問9に完全に回答することは、受給資格のあるすべての年金をあなたが確実に受け取るために重要です。遺族年金、遺族児童手当又は死亡手当を申請する場合、ここで提供する情報は死亡した被保険者に関するものであることにご留意ください。

質問10

カナダ年金制度法に基づき、幼児の養育に従事して所得がゼロ又は低かった期間は、年金の算定に際して除外することができます。これにより給付額が増えることがあります。この規定を利用するには、1966年1月1日以降7歳以下の児童についてカナダ家族手当又はカナダ児童手当（Child Tax Benefit）を受ける資格が存在していなければなりません。退職年金を申請している場合であって、1966年1月1日以降そのような児童について、あなた又はあなたの配偶者又は内縁関係にある人がカナダ家族手当又はカナダ児童手当（Child Tax Benefit）を受ける資格があった場合には、（若しくは、あなたが遺族年金又は死亡手当を申請している場合であって、1966年1月1日以降そのような児童について、死亡した被保険者がカナダ家族手当又はカナダ児童手当（Child Tax Benefit）の給付を受ける資格があった場合には）、質問10の回答欄にこの事実を記入してください。回答が「はい」ならば、この規定を利用するために必要なすべての情報を提供することのできる別の様式を送付します。

質問11

婚姻状況の区分を示してください。該当する場合、配偶者又は内縁関係にある人の氏名、生年月日を記入してください。

セクション3ー老齢保障年金を申請するときに記入すべき項目

カナダ人材開発省があなたの老齢保障年金の給付を受ける資格を確立できるよう、また、あなたが受け取る年金額を決定できるように、カナダでの居住に関する情報が必要となります。カナダへの入国日及びカナダ出国日が正確であって、文書（パスポート、ビザ、船舶又は航空機のチケットなど）で裏付けられていることが極めて重要です。

質問12

あなたがカナダ国外で生まれた場合は、カナダに最初に入国した日と場所を記入してください。カナダで生まれた場合は、何も記入しないでください。

質問13

あなたに老齢保障年金の給付を受ける資格があるかどうかを決定するために、出国時のカナダでの法律上の居住資格に関する情報が必要となります。カナダでの直近の居住資格を記入し、それを裏付ける文書を添付しなければなりません（カナダ市民カード又は証明書、移民身分証明書、移民ビザなど）。

質問14

生まれてからから現在まで、カナダか他の場所かに関わらず、居住した場所をすべて記入してください。この情報は、あなたの老齢保障年金請求の裏づけとして非常に重要です。市町村、郡、州又は準州、及び国の名称を列挙してください。しかしながら、同一の市町村内での住所の変更は含めないでください。質問14にあるスペースが十分でないときは、別の紙に情報を記した上で、申請書に添付してください。

質問15

あなたを良く知り、カナダでのあなたの居住歴についての情報を確認できる人物2名の氏名、住所及び電話番号を記入してください。これらの人物はカナダ国内外のいずれに居住していても構いませんが、あなたと血縁又は婚姻による関係があってはなりません。当該人物は、あなたの人生の可能な限り多くの時間についてあなたを知っている人が適当です。

質問16

該当する欄をチェックして、あなたが税制上カナダの居住者であるかどうかを示してください。いいえと答えた場合は、所得税上、あなたはカナダの居住者でないことを意味します。この場合、非居住者税が毎月の老齢保障（OAS）年金から控除されることがあります。あなたが居住する国とカナダとの間で、この税金を低減又免除する租税条約が結ばれていない場合は、税率は老齢保障年金月額額の25%です。

さらに、いいえと答えた場合は、あなたの純世界所得が記載された額以下であるかどうか示してください。支給される老齢保障年金の額は、カナダの所得税法の規定により減額される可能性があるために、この質問が行われます。カナダの非居住者の場合、これは老齢

保障年金回復税と呼ばれます。2007年では、回復税は所得総額が63,511カナダドルを超える者に適用されます。あなたが居住する国がカナダとこの税金の支払いを免除する租税条約を結んでいる場合は、老齢保障年金回復税は適用されません。

回復税は毎月の老齢保障年金から控除されます。カナダ非居民として、控除額は全世界におけるあなたの前年の所得に基づいてカナダ歳入庁によって算定されます。あなたが老齢保障年金回復税の適用される国に居住している場合は、カナダ歳入庁が毎年2月に老齢保障所得申告（OASRI）様式を送付します。所得にかかわらず、あなたはこの申告書を毎年4月30日までに提出しなければなりません。提出しなければ、あなたの老齢保障年金給付は7月に停止されます。

セクション4－カナダ年金制度法による退職年金を申請する際に記入すべき項目

質問17A

カナダ年金制度法による退職年金の支給開始日については、年齢に応じて、いくつか選択肢があります。

60歳に達しているが、まだ65歳に達していない場合、あなたの年金は次に掲げる時点のうち最も遅い時期に始めることができます。

- 60歳誕生日の翌月
- カナダ年金制度法に基づく保険料の納付を停止した月の翌月、若しくは引き続きカナダ年金制度法に基づく保険料を納付している場合は、あなたが被用者又は自営業者として有給の就労に完全に又は実質的に従事することをやめた月の翌月（これは質問17Bで詳細に確認されます）
- 質問17Aの回答であなたが示した月
- 年金を申請した月の翌月

65歳になる前に年金の受け取りを開始すると、給付が開始される月から65歳の誕生月までの月数ひと月あたり0.5パーセント割合で毎月の給付額が減額されます。この減額は給付期間中一貫して継続します。

65歳に達している場合、年金は次のうち最も遅い時期に開始することができます。

- 65歳の誕生日の翌月
- 質問17Aの回答であなたが示した月

■ 年金を申請した月の11ヶ月前、ただし65歳の誕生日の翌月以降に限る

65歳以上の場合は、就労を継続しなおかつ退職年金を受け取ることができます。65歳の誕生日の翌月以降に年金受給の開始を遅れらせると、65歳の誕生日の翌月から給付が開始される月までの月数ひと月あたり0.5パーセントの割合で、受給開始後の毎月の受給額が増額されます。しかしながら、受給開始を70歳以降まで遅らせても、70歳の誕生日から受給開始までの月数は、増額の計算に含まれません。

60歳に達していて、カナダ又はケベック年金制度法に基づく保険料をもはや納付していない場合は、可能な限り早い日に退職年金の受け取りを開始するほうが有利かもしれません。これがあなたの希望であれば、「受給資格のある最も早い月」の欄に印を付けてください。そうでなければ、指定の欄に希望日を記入してください。

質問17B

60歳に達しているがまだ65歳になっていない場合は、カナダ年金制度法に基づく退職年金を受ける前に、カナダ又はケベック年金制度法のいずれかに基づく保険料の納付を停止しているか、若しくは、これらの年金制度法のひとつに基づき保険料をまだ納付している場合は、カナダ年金制度法に基づく退職年金を受ける前に、完全に又は実質的に就労を停止していなければなりません。（「実質的に就労を停止する」の定義については、本要領の3ページ「カナダ年金制度法による退職年金」を参照）。カナダ又はケベック年金制度法に基づく保険料の納付を課せられない所得は考慮されません（例えば、例外的状況を除き、日本での就労から得られる所得）。

退職年金の受け取りを65歳になる前に開始したい場合であって、かつカナダ年金制度法に基づく保険料の納付をまだ続けている場合は、年金支給開始について質問17Aで指定した日より前に、カナダ年金制度法に基づく保険料の納付を停止しているか、又は停止することになっているか、若しくは（完全に又は実質的に）就労を停止しているかどうかを質問17Bで示してください。また、就労を停止した又は就労を停止することになっている年月を記入してください。カナダ年金制度法に基づく保険料の納付をもはや継続していない場合は、最後の保険料納付日を記入してください。

セクション5－遺族年金又は死亡手当を申請するときに記入すべき項目

質問18から20

質問18から20で要求される情報は、遺族年金又は死亡手当の申請を行う人に関するものです。あなたが残された配偶者か内縁関係にある人か、（死亡手当の申請の場合）死亡した人の遺産のために役目を果たす人であるかにかかわらず、自分自身の氏名と住所を使ってこれらの質問に回答してください。

質問19の回答欄には、あなたの現在の自宅住所が必要です。申請に関する連絡及び年金の支払いを別の住所で受け取りたい場合は、その住所を質問20の回答欄に示してください。そうでない場合は、「質問19と同じ」の欄をチェックしてください。

質問21

死亡した被保険者とあなたとの関係を示してください（例えば、妻、夫、内縁関係にある者、母、父、息子、娘、兄弟、姉妹、死亡した人の遺産の執行人など）

質問22

死亡した被保険者の遺産の執行人、管理者又は法定代理人がいるかどうか明らかにしてください。その人が残された配偶者又は内縁関係にある人でない場合、該当者は別の死亡手当申請書を作成してください。そのような人がいなければ、若しくはその人が残された配偶者又は内縁関係にある人であるならば、該当者は申請書の1ページにある「死亡手当」の項に印をつけることによって死亡手当を申請してください。

質問23

あなたが遺族年金を自らのために申請している場合は、（もしあれば）あなたのカナダ社会保険番号（SIN）を記入してください。残された配偶者又は内縁関係にある人に代わって申請を行っている場合は、その人のカナダ社会保険番号を記入してください。

質問24

結婚又はその他の理由で名前を変えたことがある場合、あなたを正確に特定するために、出生時の姓が必要となります。

質問25

あなたは自分が障害者であると思っているかどうか示してください。（「障害」という用語の定義については、本要領の6ページ「カナダ年金制度法による障害年金」を参照）。あなたが被保険者の死亡時に35歳未満であって、カナダ年金制度に基づいて定義される障害者である場合、被扶養児童がいなくとも、遺族年金の受給資格がある可能性があります。あなたが被保険者の死亡時に35歳以上45歳未満であって、カナダ年金制度法に基づいて定義される障害者である場合は、あなたの遺族年金の額は、あなたが障害者でなかった場合より多くなります。

質問26及び27

これらの質問で要求される情報は、カナダ人材開発省が、あなたがカナダ年金制度に適用される法令に規定されている残された配偶者又は内縁関係にある人の定義を満たしているかどうか決定できるようにするために必要となります。（年金制度に基づく「残された配偶者又は内縁関係にある人」という用語の定義については、本要領の4ページを参照）。

質問28及び29

被保険者の死亡時にあなたが45歳未満であった場合、これらの質問で要求される情報は、カナダ人材開発省が遺族年金に対するあなたの受給資格を決定するために必要となります。

セクション6－遺族児童手当を申請する際に記入すべき項目

18歳未満の子供のための給付は、一般的に、当該児童を扶養している人に支払われます。全日制の学校又は大学に就学している18歳から25歳の子供に対する遺族児童手当は、本人に直接支払われます。該当する18歳から25歳の子供はそれぞれ本人で別の申請書を提出してください。（詳細については、本要領の5ページ、「カナダ年金制度法による遺族児童手当」を参照）

質問30

あなたが代わって年金を申請している被保険者の遺児を全員列挙し、各児童について生年月日を記入し、出生証明書又は戸籍抄本を提出してください。

あなたが18歳から25歳までの子供である場合は、出生時のあなた自身の氏名と生年月日を記入し、出生証明書又は戸籍抄本を提出してください。

質問31及び32

あなたが18歳以上であって、遺族児童手当を自らのために申請している場合、若しくは、この年金を被扶養児童に代わって申請しているが、遺族年金は申請していない場合のみ、これらの質問に答えてください。あなたが扶養している18歳未満の子のための遺族児童手当と自身のための遺族年金の両方を申請している場合は、質問31及び32は空欄のままにしておいてください。

セクション7ー申請者の署名

署名を行うことにより、あなたは申請書で提供した情報が真実であることを宣誓します。また、あなたは日本の実施機関に対し、あなたが申請しているカナダ年金の給付を受ける資格に影響を与え得る情報をカナダ人材開発省に提供する権限を与えます。

証人の宣誓は、申請者が文字ではなく記号によって署名する場合のみ必要となります。

個人情報の保護

申請書で要求される情報は、老齢保障法又はカナダ年金制度法に基づく年金について、あなたの受給資格を決定するために使われます。これら法律に基づき、あなたに関する情報はそれを受け取る資格のある機関にのみ提供されます。さらに、個人情報保護法（カナダ）は、特定の状況（令状又は召喚令状を遵守するため、若しくは法律を執行するためなど）を除き、あなたの同意なしにあなたの記録を開示することを禁じています。

老齢保障年金又はカナダ年金制度法に基づく年金の申請に関連するあなたに関する情報は、個人情報バンクHRSDC PPU 175に保管されます。あなたには連邦政府のファイルに保管されているあなたに関するいかなる情報にもアクセスを請求する権利があります。この情報を入手するために、政府は個人情報索引を発行しています。索引及び情報請求書式は、カナダ大使館、高等弁務官事務所及び領事館で入手することができます。